路線バス見直し　市民病院へのアクセスが改善されます

～12月1日から運行ダイヤの一部を改正します～

公共交通の効率性や利用者の利便性の向上を目指し、北秋田市地域公共交通会議において路線バス見直しについて協議し、一部路線が改正されることになりました。

新設します　鷹巣・市民病院線（鷹巣駅前～小森～市民病院）

「鷹巣・市民病院線（鷹巣駅前～小森～市民病院）」の新設により、沢口・七日市地区の利用者が、市民病院への通院時に遠回りになっている不便が解消されます。

沢口・七日市地区の方々が、市民病院に通院する場合、バスを乗り継がなければなりませんでしたが、**鷹巣・市民病院線**が新設されることにより、乗り継ぎなしで通院できるようになります。**鷹巣・市民病院線**の新設により明利又行きのバスの一部が減便となりますが、明利又方面からの方も七日市五叉路（旧：七日市農協前）で**鷹巣・市民病院線**に乗り継ぐことで、所要時間と運賃が改善されます。湯ノ岱方面からの方も、小森での乗り継ぎでご利用できます。

主な停留所	鷹巣駅前	南鷹巣	小森	七日市五叉路	松栄	市民病院前	市民病院前	松栄	七日市五叉路	小森	南鷹巣	鷹巣駅前
時刻	7:20	7:27	7:35	7:37	7:46	7:54	11:25	11:33	11:42	11:44	11:52	11:59
運賃	530円	530円	490円	420円	250円			250円	420円	490円	530円	530円

※「小森」で湯ノ岱線（長寿の湯 7:13 発鷹巣行き、小森 7:26 着）と接続します。
※「七日市五叉路」で明利又線（明利又 6:55 発鷹巣行き、七日市五叉路 7:33 着）と接続します。
※市民病院行きの「七日市五叉路」バス停は、明利又行きのバス停から少し離れた位置にありますのでご注意ください。

【減便】明利又線の一部	▼「鷹巣駅前発 7:25→明利又着 8:08 の便」が減便されます。 ▼その他の便はこれまでどおり運行されますが、一部時刻が変更になっています。

市民病院まで延長します　打当線（打当～阿仁前田～米内沢～市民病院（延長））

「打当線（打当～阿仁前田～米内沢）」が市民病院まで伸びることにより、阿仁・森吉地区の方は通院に利用しやすくなります。

これまで打当線（打当～阿仁前田～米内沢）を利用して市民病院へ通院する場合、米内沢営業所などで乗り継ぐ必要がありましたが、乗り継ぎなく市民病院まで行けるようになります。この路線の変更により、「米内沢・市民病院アクセス線（森吉庁舎～米内沢駅～市民病院）」の一部が減便となります。

主な停留所	打当	阿仁前合	前田駅前	森吉庁舎前	米内沢駅前	市民病院前	市民病院前	米内沢駅前	森吉庁舎前	前田駅前	阿仁前合	打当
時刻	7:40	8:19	8:38	8:53	9:03	9:14	12:40	12:51	13:01	13:16	13:35	14:14
運賃	1480円	940円	730円	400円	330円			330円	400円	730円	940円	1480円

【減便】米内沢・市民病院アクセス線の一部	▼次の２便が減便されます。 ①「市民病院発 7:55→森吉庁舎着 8:15」　②「森吉庁舎発 11:22→市民病院着 11:42」 ▼その他の便はこれまでどおり運行されます。

※時刻等は変更になる場合がありますので、ご利用前に秋北バス米内沢営業所（☎72-4551）へご確認ください

平成23年度　住宅の改造やリフォーム・耐震診断に補助をしています

住宅リフォーム緊急支援事業

市民のみなさまが市内業者を利用して住宅の増改築又はリフォームを行う場合に、補助金を交付する制度です。

1. 対象となる方

▽市に住民登録されている方であること
▽申し込む方及び工事する住宅に住む親族が、市税等を滞納していないこと

2. 対象となる住宅

▽市内の住宅であること
▽賃貸している住宅又は賃貸する予定の住宅でないこと
　右記のほか次のいずれかに該当するもの。
・申請者が所有し、住んでいる住宅であること
・親又は子が所有し、申請者が住んでいる住宅であること
・親又は子が所有し、住んでいる住宅であること
・申請者が所有し、親又は子が住んでいる住宅であること

3. 対象となる工事

▽工事費用が50万円以上であること
▽平成24年3月30日までに完了する工事であること
▽市内に本店のある業者又は市に住民登録された個人が工事すること
※交付決定後に工事着手するものが対象です。既に着手済み・完成済みの工事については対象外です
【補助対象とならないもの】
・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用
・門や塀等、いわゆる外構工事費用
・重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事の費用
・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事の費用

4. 補助金額

◎工事費の10分の1の金額
　ただし、20万円を限度とする
◎補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです。
※平成22年度に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて20万円を限度とします。

5. 申請受付

■申請方法　工事着手前に補助金交付申請書へ以下の書類を添付して提出してください
▽工事契約書の写し
▽内訳明細書の写し
▽工事着工前の写真
　（施工箇所がはっきり判る写真）
▽その他必要と認める書類

お問い合わせ

都市計画課建築住宅班
☎72-5246

秋田県住宅リフォーム緊急支援事業の申請も取り次ぎします。

地震に備えて「木造住宅耐震診断補助事業」

地震の際の倒壊等による災害を未然に防止し、安全を確保するため、木造住宅の耐震診断に係る経費の一部を補助します。

1. 対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅（併用住宅の場合は、店舗等部分の面積が2分の1未満を対象とします）の費用

2. 対象となる方

▽市内の耐震診断士と耐震診断の契約をする方
▽診断する住宅を所有（共有を含む）する個人であること
▽申し込む方が、市税等を滞納していないこと

3. 補助金額

◎費用の3分の2の金額（上限3万円）

4. 申請受付

■受付期間　平成24年2月末まで
■申請方法　補助金交付申請書へ次の書類を添付して提出してください
▽住宅の付近見取図
▽住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
▽耐震診断費の見積書の写し
▽住宅に借家人が住んでいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書

お問い合わせ

都市計画課都市計画班
☎72-5239